

二次募集

脱炭素社会づくり促進事業費補助金

～県内に事業所を有する中小企業者の省 CO2 設備導入を補助します～

1 **対象** 補助の対象は以下のとおりです。詳しい要件はお問合せください。

(1) 対象者

- ◇ 中小企業者又は中小企業団体
- ◇ 医療法人又は社会福祉法人

(2) 設備

- ◇ ボイラー、工業炉、空調設備、自家発電設備、照明設備
(温室効果ガスの削減量が年間 10 トン以上見込めるもの)
- ◇ コージェネレーション設備
(発電出力が 10 キロワット未満であるもの)

(3) 経費

- ◇ 設計費、機械装置等購入費、工事費 (導入前設備の処分費は対象外)



2 **補助額** 補助対象経費の 3 分の 1 以内、上限 100 万円

※電気ボイラーへの更新は上限 300 万円【令和 4 年度から新設】

3 **受付期間** 令和 4 (2022) 年 8 月 17 日 (水) ～ 9 月 30 日 (金)

※受付期間内の申請を審査し採択事業を決定します。

採択前に事業を実施(契約・発注)したものは対象外となりますので御注意ください。

※県 HP では、申請の手引き・よくある質問・過去の事例等を掲載しています。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/kouhou/datsutansohojokin.html>

照明及び空調の更新に特化した緊急支援事業の申請も受付中！！

○事業名 : 省電力設備導入緊急支援事業

○補助対象 : 照明の LED 化、空調の高効率化

○補助要件 : 電気使用量削減率 照明 : 50%以上、空調 : 20%以上

○先着順

★こんなときにおすすめ : 温室効果ガス削減 10 トン以上が困難なとき、できるだけはやく着手したいとき

詳細は県 HP へ

栃木県 省電力 緊急支援



【問合せ先】栃木県 環境森林部 気候変動対策課 カーボンニュートラル推進担当

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1-1-20 県庁舎本館 11 階

TEL:028-623-3297 FAX:028-623-3259